

**公立大学法人長野大学 第 1 期中期目標期間終了時見込業務実績評価
(見込評価) の実施方法について**

地方独立行政法人法第 78 条の 2 第 1 項に基づき、上田市公立大学法人評価委員会が、以下のとおり、公立大学法人長野大学の第 1 期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間の業務実績に関する評価（以下、「見込評価」という。）を行う。

1 評価対象期間

平成 29 年度から令和 4 年度までの 6 年間

第 1 期中期目標期間						第 2 期	
平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度～
	年度評価	年度評価	年度評価	年度評価	年度評価	年度評価	年度評価
				見込評価		期間評価	
				第 2 期中期目標策定			
				第 2 期中期計画策定			

見込評価：6 年間の中期目標の達成状況見込評価

期間評価：6 年間の中期目標の達成状況評価

2 評価基準及び評価項目

4 段階の評価基準を用いて、中期計画に掲げた事業及び指標ごとの達成状況を評価のうえ、中期目標に掲げた 8 項目の大項目の評価及び全体評価を実施する。

【評価項目】

大 項 目	項 目	
	事業単位	指標単位
第 2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標		
1 教育に関する目標	59	1
2 研究に関する目標	4	0
3 地域貢献、地域の人材育成等に関する目標	13	0
4 国際交流に関する目標	4	0
第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標	15	0
第 4 財務内容の改善に関する目標	23	2
第 5 自己点検・評価及び情報公開の推進に関する目標	5	0
第 6 その他業務運営に関する目標	11	0
合 計	134	3

【評価基準】

評定	評語	評価の目安
a	中期計画の達成に向けて良好に進んでいる	上回る／十分な実施となる見込み
b	中期計画の達成に向けて概ね良好に進んでいる	実施する見込み
c	中期計画の達成のためにはやや遅れている	下回る／実施が不十分となる見込み
d	中期計画の達成のためには遅れている	特に劣る／未実施となる見込み

3 評価の流れ

- 6月 (1)法人から中期目標期間終了時に見込まれる業務実績・自己評価を評価委員会に提出
 (2)事務局からこれまでの評価結果を評価委員へ提供（委員事前評価）
- 7月 (3)法人から業務実績報告説明、法人へのヒアリング（第1回評価委員会）
 (4)各委員による評価
- 8月 (5)各項目及び全体評価（第2回～第4回評価委員会）（予備日含む）
 (6)全体評価を確定し、市長へ報告

年度評価と見込評価の関係

月	年度評価関係	見込評価関係
6月	(1) 業績実績報告書の提出	
	(2) 委員事前評価	
7月	(3) 第1回評価委員会 ○令和2年度業務実績報告	○第1期業務実績見込報告
	(4) 委員評価	
	(5) 第2回評価委員会 ○令和2年度評価（審議）	○第1期業務実績見込評価（審議）
8月	第3回評価委員会 ○令和2年度評価（審議）	○第1期業務実績見込評価（審議）
	第4回評価委員会（予備日） ○令和2年度評価（審議）	○第1期業務実績見込評価（審議）
	(6) 市長報告 ■令和2年度年度評価 ■見込評価（報告）	